

ジェラルド・ブシャール著、丹羽卓監訳、
荒木隆人・古地順一郎・小松祐子・伊達聖伸・仲村愛訳
『間文化主義（インターカルチュラリズム）
—多文化共生の新しい可能性—』
（彩流社、2017年）

竹 中 豊

本書は Gérard Bouchard (1943 ~) の *L'Interculturalisme un point de vue québécois* (Montréal, Les Éditions du Boréal, 2012) の全訳である。その後の英訳版 (2015 年) に寄稿されたチャールズ・テイラーの「序文」と、原著者の新「あとがき」も追加掲載されている。

現代のケベックは、かつての均質性の強いフランス系社会から、多様性を誇る新しい社会へと変容しつつある。ならば、フランス語系の文化的マジョリティの地位を保障しつつ、マイノリティ文化とどう「折り合い」(arbitrage)をつけるのか。ケベックという独自のフランス語圏社会をいかにバランスよく維持していくのか。本書は、こうした問題意識をめぐる秀逸の試論である。今回の翻訳刊行を大いに喜びたい。

ケベックの直面する現下の課題に対して、著者はそれを解きほぐす実践的思考のパラダイムを、interculturalisme に置く（理由は後述するが、本稿では邦題の「間文化主義」でなく、このフランス語を使用する）。本書の内容は、次の五つに大別できるだろう。すなわち、(1) ケベックで interculturalisme という考え方が生じてくる背景、(2) interculturalisme とは何か、(3) カナダの多文化主義と interculturalisme との比較、(4) ケベック内での interculturalisme への批判に対する反論と持論の正当性、そして (5) interculturalisme の理念から着想を得たという「ライシテ」(laïcité)、である。それぞれが深い意味合いを含むテーマだが、評者独自の限られた視点であることをお断りして、以下、順を追って考察してみたい。

まず第一に、過去を振り返ると、ケベックは二重の意味での支配をうけていた。一つは、18 世紀に英・仏植民地戦争に敗れて以降、大英帝国による「外」からの支配である。今一つはカトリック聖職者・実業界・エリートによる「内」からの支配である。そのため

もあり、ケベックとは長らく内向的・均質的社会だ、とするステレオタイプのイメージが形成されていた。だが、20世紀後半以降の急速な近代化の波や巨大な社会変動等により、旧来のケベックは劇的に変化していく。見方を変えれば、これは新しい普遍的価値の“発見”でもあった。たとえば、それは「自己肯定、自尊心、人間の尊厳」「平等、社会正義、連帯」といった価値観である。さらに、独自の言語政策を含めて、それは権利の尊重や自由主義を唱える開かれた社会への脱皮に連なっていく。これらと同時平行的に生じたのが、多様な移民の増大やエスニック文化の到来、つまりケベック社会の多元化である。interculturalisme 誕生の素地は、こうして着実にできあがっていった、と著者は分析する。時代的には1980年代頃にあたる。

さらに、「二元性のパラダイム」という考え方の登場である。ケベック社会には、一方において「創設の文化的マジョリティ」が厳として存在する。それは長きにわたり独自の「内的世界を形成」し、自分たちのアイデンティティを認める風土を形成してきた。他方、近年は移民に由来するエスニックなマイノリティの流入も顕著である。既存の空間に、異質な文化が持続的に入りこんでくると、「彼ら/われわれ」の関係が生じる。これが、「二元性のパラダイム」の縮図である。この両者間においては、壁で隔てられる可能性や差別が助長されかねない。interculturalisme の果たす意義は、この両者の関係調節にあるのだと著者はとらえる。

第二に、肝心のケベックの interculturalisme とは何なのか。著者によれば、それを考える社会学的基盤は、多元社会であること、自由で民主的社会であること、そしてフランス語社会であること、の三つだとする。これらが大前提に、著者は interculturalisme の定義をいくつか提示するのだが、ここではその主要なエッセンスのみを列挙しておく。すなわち、(1)「デモクラシーと多元主義の精神に基づく権利の尊重」、(2)「フランス語の振興」、(3)「多様性」の容認、(4)「統合の強調」、(5)「異文化間の相互作用、歩み寄り、交流の推進」、(6)マジョリティとマイノリティとの間の「相互尊重」、である。

簡潔ながらも、これらから interculturalisme の目標がより明瞭となる。それはフランス系の「創設のマジョリティ」のアイデンティティ（言語・伝統・制度など）を機軸としつつ、しかし同時にマイノリティの「同化」や「断片化」は回避し、文化的多元主義を唱道していく、というものである。それゆえに、interculturalisme をめぐる重要な思考態度とは、「バランスの追求」(recherche d'équilibres)にある、と著者は強調する。

ところで第三に、カナダの多文化主義に対する著者の批判は、鋭く面白い。カナダ政府は、ピエール・E・トルドー政権下の1971年に多文化主義を導入し、1988年には「多文化主義法」を成立させていた。しかしケベックから見ると、この政策は、きわめて不評なのである。なるほど、interculturalisme と多文化主義とでは表面上、共通する面もある。たとえば、多様性の尊重、平等、反差別、排除の拒否等である。にもかかわらず、ケベックの立場からすれば、多文化主義の方向性は interculturalisme と正反対だと映る。そ

の批判理由を、主に次の四つに絞って見てみよう。

第一の批判は、ケベックのフランス系を他のエスニック集団の一つととらえている点にある。カナダの歴史のなかで、フランス系ケベックは「集団的記憶」意識がきわめて根強く、「創設のマジョリティ」として大きな役割を担ってきた。にもかかわらず、多文化主義では、このマジョリティ文化の存在が十分認識されていない。その行き着くところはケベックの弱体化ではないか、と懸念する。第二に、interculturalisme ではマジョリティ／マイノリティ関係が強調されるのだが、それに対して多文化主義では、こうした「二元性のパラダイム」という発想は認められていない。第三に、多文化主義は英語系カナダの枠組みにおいてのみ機能している、ととらえる。フランス系ケベックの「独自性」に対する配慮が不十分なのである。そして第四として、フランス語の位置づけに関して、決定的ギャップが存在する。ケベックにとり、フランス語は生きるための手段であり、それゆえにこそ interculturalisme では、この言語の社会的在り様が死活的重要性を帯びてくる。ところが多文化主義においては、フランス語の擁護に関して、ケベックのように敏感でない、との強い不満が示される。いずれにせよ、著者の指摘はケベックから見た多文化主義の否定的裏面像、と理解してよいだろう。

第四に、ブシャールは、自身の主張する interculturalisme に対するケベック内からの批判があることも十分承知しており、本書ではその披露、対する持説の擁護を展開している。正直、それを扱う第四章はいささか冗長過ぎる印象なのと、当然ながら、持説の正当性の主張は他章の内容とかなり重複して展開されている。したがって、ここではごく一部に限って見てみよう。

まず批判点についてだが、著者はそれを2種類に大別する。一つは文化的次元からの批判である。それによると、interculturalisme の理念はマイノリティには役立つが、「創設のマジョリティ」側に恩恵をもたらすことなく、むしろ後者をかえって弱体化しているのではないか、また interculturalisme といえども、結局はカナダの多文化主義のレプリカに過ぎず、さらにその行き着く先の「共通文化」は、「創設の文化」の犠牲のうえに成り立っているのではないか、というものである。

今一つは、シヴィックな次元からの批判である。それによると、ケベックにおける「二元性のパラダイム」の存在を認めるのはよいとしても、しかし文化的マジョリティとマイノリティとを並置するのは軽率ではないか、また、interculturalisme は多様性の持つ文化的側面に比重を置きすぎ、権力関係、不平等、差別といった「権利の尊重」等に関しては、おろそかにされているのではないか、というものである。

しかし著者によれば、こうした批判は、ケベックのおかれている歴史的・社会的不安に起因していると反論する。上記の批判に対しては、個々に具体的対応をしているのだが、本質的には他章で展開している自らの主張の再検証となっている。本書を読む限り、どうやら批判的言説よりもブシャールの主張に説得力があるように思える。

そして第五に、interculturalisme の文脈のなかで、国家と宗教との関係についても深く言及されている。この「ライシテ」をめぐる問題は、英語系カナダでは深刻な様相を呈していないが、反対にケベックでは、きわめて敏感なテーマであることをうかがわせる。「静かな革命」以降のケベックは、一方において教会離れ現象が加速化し、他方、移民の増大にともなう多様な信仰や価値観等が入り交じる社会となっている。こうした宗教的多様性とどう向きあうか、これがライシテの主要課題となる。信者と市民との関係を秩序づけ、分裂や対立を回避するための制度確立が不可欠であり、そのための原理として、著者は次ぎの五つを挙げる。すなわち、(1) 信仰または良心の自由、(2) 諸信仰体系の平等、(3) 国家と宗教の分離、(4) 宗教に対する国家の中立、(5) 歴史的遺産としてケベック的価値の「特別優遇」(préséance ad hoc)、である。

1 番目から 4 番目までは自由社会における普遍的原理でもあり、特に目新しく感じないが、しかし、5 番目の指摘はきわめてケベック的である。ケベック独自の「習慣にもとづく価値基準」(critère des valeurs coutumières) を、重要規範に組み入れているからである。同時に、公空間における宗教的標章の問題等にも触れ、ケベックの直面している宗教と社会的様態をめぐる事例が、具体的に語られる。その事例は好奇心をそそられ、きわめて興味深い。

最後になるが、この邦訳版について敢えて私感を二つ指摘しておきたい。一つは書名の「間文化主義」という日本語表現についてである。interculturalisme を「間文化主義」と訳すのは自由である。しかし日本のケベック研究者の間で、これは必ずしも意見が一致しているわけでない。評者を含め、「インターカルチュラリズム」の表記を用いる者も少なくない点に留意したい。その主な理由は、「間文化主義」では原語のニュアンスが薄らいでしまう懸念があること、およびこの“音の響き”を美しくないと感じる心情があること、とでも言えようか。もちろん、これは個人的な“趣味の問題”ではあろうが…。

今一つは、翻訳の文体についてである。ブシャールのフランス語原文は、奥深い表現が多いとはいえ、決して読みにくい文章でもない。秩序立って展開されているからでもある。しかし、その日本語への翻訳作業となると話は別である。原著者の文体の香りが、日本語でも感じられれば最高である。誤解なく言えば、評者は、訳者たちのブシャールの著作の翻訳に向かう意欲と努力を高く評価する立場である。「監修者後書き」もいい。しかし本書全体を精読してみると、正直、章によって訳し方の質に、いささかばらつきがあるように感じる。ぎごちない日本語訳が気になる章もあれば、すんなりと入っている見事な訳文の章もある。読了後、ブシャールの魅力の再発見とともに、「翻訳とは原文に対する反逆である」との名言を、あらためて思い知らされた次第である。

(たけなか ゆたか 元カリタス女子短期大学)